



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.



Document Title: 建築物エネルギー消費性能判定業務約款

(CTC-JP-BEC-01)

Rev. 1.2

Issue Date: 1 April, 2017

Revised Date: 1 July 2025

建築物エネルギー消費性能判定業務約款

申請者（以下「甲」という）及びビューローベリタスジャパン株式会社（以下「乙」という）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という）、同法施行令、同法施行規則（以下「規則」という）並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「ビューローベリタスジャパン株式会社 建築物エネルギー消費性能判定業務規程」（以下「規程」という）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、規則及び規程に従い、申請書ならびに判定に必要な情報を乙に提供しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは判定を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の判定の業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙の判定において、対象建築物の計画に関し乙がなした判定基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定の業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた第3条に規定する業務期日までに建築物エネルギー消費性能適合判定の結果を記載した通知書（以下「通知書」という）を交付しなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、判定料金に係る請求書の発行日から3営業日を経過する日又は

判定通知書交付の前日のいずれか早い日とする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに料金を支払わない場合には、乙は、通知書を交付しない。この場合において、乙が当該通知書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

- 第5条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲が乙へ支払う振込みに要する費用は、甲の負担とする。
 - 3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(通知書交付前の変更申請)

- 第6条 甲は、通知書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の適合判定提出図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の判定の申請を取り下げ、別件として改めて乙に判定を申請しなければならない。
 - 3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、判定の業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
 - 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わ

ない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお
是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に通知書を交付することができない
とき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還
せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求するこ
とができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償
の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、
その賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、第7条および第8条の規定による契約の解除もしくはこの契約に基
づく法律行為により損害を受けた場合において、第1条第3項の規定に基づき甲か
ら乙へ支払われた一申請あたりの料金の額を限度として相手方に損害賠償請求でき
るものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるときは、乙は一切責任を負わ
ない。

(1) 甲の提出した申請書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の判定の業
務が行われたとき。

(2) 乙に故意又は重大な過失がなく、判定を行った各種計算プログラムのバグ等、
乙の予見不可能な事情により乙の判定に誤りが生じたとき

(3) 甲が第1条第3項の項の債務を履行しないとき

(4) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由によるとき

(乙の免責)

第10条 乙は、判定を実施することにより、甲の申請に係る建築物が建築基準法その
他の法令の規定に適合することを保証しないものとする。

2 乙は、判定を実施することにより、甲の申請に係る建築物に瑕疵がないことを保
証しないものとする。

3 乙は、甲が提出した適合判定提出図書に虚偽があることその他に事由により、適
切な判定の業務を行うことができなかった場合は、当該判定の業務の結果に責任を
負わないものとする。

(事前相談)

第11条 規程第32条に基づく事前相談があった場合、その相談結果については、当約
款にかかわらず、甲の責任において取扱うものとする。

(秘密保持)

第12条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益
のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(3) 所管行政庁から求められた場合

(電子申請)

第13条 甲が、規程に従い、乙の準備する電子情報処理組織により、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請をした場合、乙は、適合判定通知書等その他の図書又は書類の交付を電子情報処理組織の使用により行うものとする。この場合において、当該適合判定通知書等その他の図書又は書類の電磁的記録を乙がアップロードしたことをもって、適合判定通知書等その他の図書又は書類の受領とみなす。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は令和7年7月1日より施行する。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

最新版

版番号	Rev. 1.2
発効日	令和 7 年 7 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 1.2	令和 7 年 7 月 1 日 改訂
変更概要	電子申請の追加
改訂版 Rev. 1.1	令和 6 年 4 月 8 日 改訂
変更概要	法律名称変更に伴う文言修正
初版 Rev. 1.0	平成 29 年 4 月 1 日 制定